

登米市

融資の手引

○登米市中小企業振興資金



産業経済部 商工観光課

TEL : 0220 - 34 - 2734 FAX : 0220 - 34 - 2802

登米市中小企業振興資金のご案内

登米市では、事業資金を必要とする市内の中小企業みなさんに、低金利の融資のあっせんを行っています。

◆融資対象者

1. 登米市内に居住し、かつ、登米市内で事業を営んでいる方
2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種（農業・林業・漁業・金融業・保険業以外の業種）を営んでいる方
3. 事業内容が堅実な方
4. 市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる方
5. 信用保証協会の代位弁済を受けていない方
6. 金融機関からの取引停止を受けていない方

◆融資条件

○登米市中小企業振興資金

資金の用途	運転資金及び設備資金
貸付限度額	2,000万円
貸付期間	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内 併用：7年以内
貸付利率	2.2% ※融資実行後12ヶ月間に限り利子支払額の2分の1以内を市で利子補給します。 ※借換えによる貸付の場合、一部減額となります。詳しくはお問い合わせ下さい。
連帯保証人	法人：代表者のみ 個人事業主：原則不要
保証料	0.45% ~ 1.59%（全額市が負担）

◆添付書類

添付書類	注意事項	備考
商工会長名で通知される協議書の発行依頼文書	登米市長宛で、商工会長印が押印してあること	原本
中小企業振興資金融資あっせん申込書（様式第1号）	申込人・保証人が押印したもの	原本
保証料補給金交付申請書（様式第2号）	申込人が押印したもの	原本
個人情報の提供に関する同意書	申込人・保証人が押印したもの 申込人が法人の場合は保証人のみ	原本
信用保証委託申込書（様式H0200）		写し
信用保証依頼書（様式H0400）		写し
信用保証委託契約書（様式H0210）		写し
申込人（企業）概要（様式H0300）		写し
保証人等明細（様式H0200裏面）	法人の方	写し
定款	法人の方	写し
履歴事項全部証明書	法人の方	写し
住民票	申込人及び保証人のもの	写し
市税納税証明書（滞納額がないことを証明） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税 	申込人及び保証人のもの ※直近1年度（期）分 ※ただし4～6月に申込みされる場合、直近2カ年分が必要になります。	写し
所得証明書	保証人のもの	写し
印鑑証明書	申込人及び保証人のもの	写し
営業証明書	許認可を必要とする業種のみ	写し
見積書	設備資金として利用の方	写し
工事概況書	建設業の方	写し
決算書又は確定申告書	直近1期分	写し

※省略可能な書類がある場合は届出の際に申し出てください。

注) 対象とならない主な業種

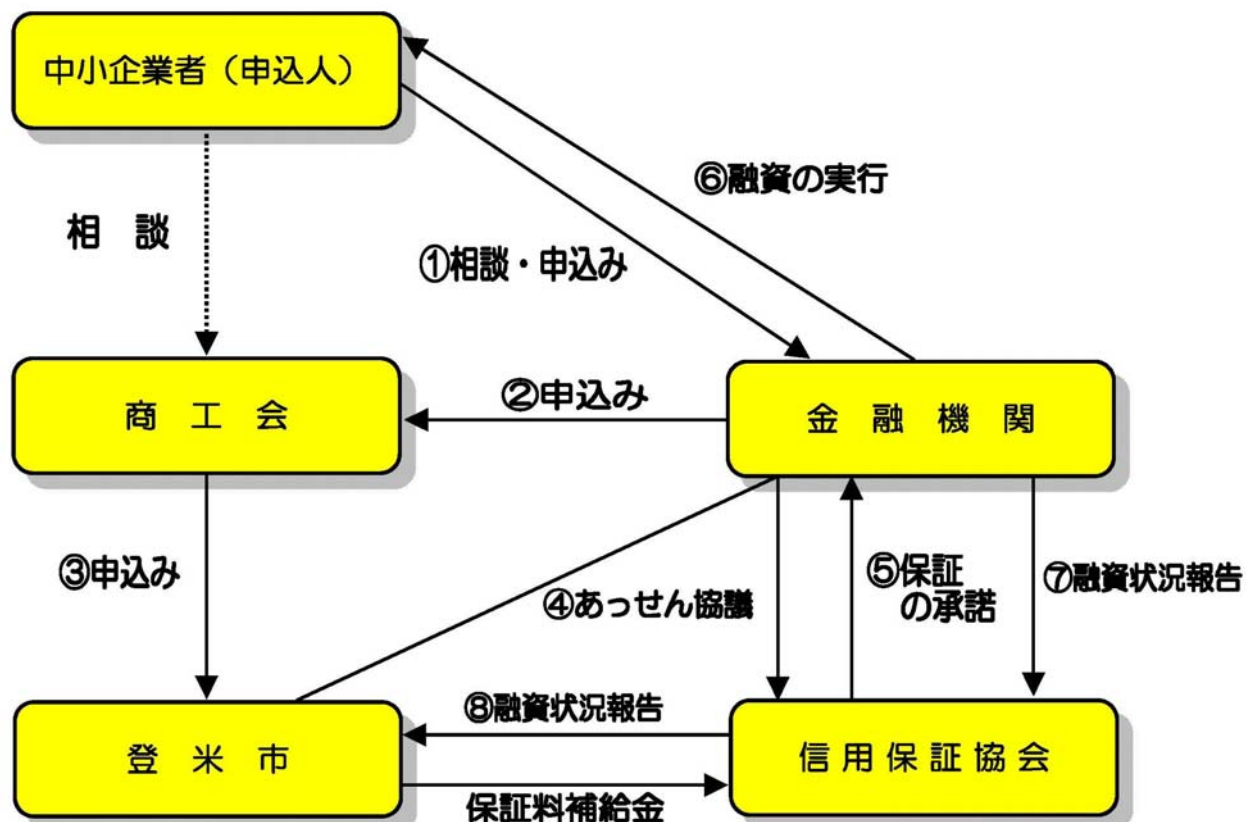
[・ 農業 ・ 林業 ・ 漁業 ・ 金融業]

・ 中小企業信用保険法施行令第1条

中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

1. 農業
2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
3. 漁業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

◆融資の手続き



◆取扱金融機関

- ・ 株式会社 七十七銀行 [支店：佐沼・登米・米谷・中津山・若柳]
- ・ 株式会社 仙台銀行 [支店：佐沼・登米・米川・中田町・津山]
- ・ 仙北信用組合 [本店、支店：迫・中田・米山]
- ・ 石巻商工信用組合 [支店：豊里・登米]
- ・ 一関信用金庫 [支店：若柳]

◆商工会

登米中央商工会、みやぎ北上商工会、登米みなみ商工会

融資についてのお問合せは、登米市商工観光課、取扱金融機関、各商工会へご
相談ください。